

高知工業高等専門学校ソーシャルデザイン工学科調整連絡会規則

制 定 平成28年 2月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校内部組織規則第16条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校ソーシャルデザイン工学科調整連絡会（以下「調整連絡会」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 調整連絡会は、本校の基礎教育・コース運営に係る詳細事項の連絡調整を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 調整連絡会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) ソーシャルデザイン工学科長
 - (2) 基礎教育長、副基礎教育長及び各コース長
 - (3) そのソーシャルデザイン工学科長が必要と認めた者
- 2 ソーシャルデザイン工学科長は、調整連絡会を主宰する。
- 3 専攻科長及び主事は、必要に応じて参加する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、調整連絡会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日より施行する。